

# 航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案要綱

## 第一 航空法の一部改正

### 一 型式証明を受けた者等に関する規定の整備

#### 1 型式証明を受けた者等による航空機の使用者に対する情報の提供

型式証明又は第十三条の二第一項の承認を受けた者は、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機であつて耐空証明のあるものの使用者が第十六条の規定による整備及び改造をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該航空機の利用者に提供するよう努めなければならないものとする。

(第十三条の三関係)

#### 2 本邦内に住所を有する型式証明を受けた者等による情報の収集及び報告

型式証明又は第十三条の二第一項の承認を受けた者であつて本邦内に住所（法人にあつては、その主たる事務所）を有するものは、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機について、航空事故等その他の航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事態に関する情報を収集し、国土交通

大臣にこれを報告しなければならないものとする。

(第十三条の四関係)

## 二 耐空証明の有効期間に関する規定の整備

### 1 耐空証明の有効期間に関する規制の合理化

2の認定を受けた整備規程により整備をする航空機について、航空運送事業の用に供する航空機と同様に、耐空証明の有効期間を国土交通大臣が定める期間とすること。

(第十四条関係)

### 2 国土交通大臣による航空機の使用者が定める整備規程の認定

耐空証明のある航空機（航空運送事業の用に供する航空機を除く。）の使用者は、国土交通省令で定める航空機の整備に関する事項について整備規程を定め、国土交通大臣の認定を受けることができるものとする。

(第十四条の二関係)

## 三 航空機の使用者に関する規定の整備

### 1 航空機の使用者に対する航空機の整備及び改造の義務付け

耐空証明のある航空機の使用者は、航空機の整備をし、及び必要に応じ改造をすることにより、当該航空機を第十条第四項の基準に適合するように維持しなければならないものとする。

(第十六条第一項関係)

2 航空機の使用者に対する航空機に装備する装備品等の制限

耐空証明のある航空機の使用者は、次のいずれかに該当する装備品等以外の装備品等を当該航空機に装備してはならないものとする。

(1) 第二十条第一項第六号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品等

(2) 第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した航空機の装備品等

(3) 第二十条第一項第七号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る修理又は改造をし、かつ、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品等

(4) その他国土交通省令で定める装備品等  
(第十六条第二項関係)

3 航空機の使用者に対する発動機等の整備に関する規制の廃止

耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機に装備する発動機、プロペラその他国土交通省令で

定める安全性の確保のため重要な装備品を国土交通省令で定める時間を超えて使用する場合には、国土交通省令で定める方法によりこれを整備しなければならないこととする規制を廃止すること。

(第十八条関係)

#### 四 修理改造検査に関する規定の整備

##### 1 修理改造検査に関する規制の合理化

国土交通大臣の行う修理改造検査について、2の承認を受けた設計又は国土交通省令で定める輸入した航空機の修理若しくは改造のための設計の検査を不要とすること。(第十七条第一項関係)

##### 2 国土交通大臣による航空機の修理又は改造のための設計の一部の変更の承認

(1) 国土交通大臣は、申請により、耐空証明のある航空機の修理又は改造のための設計の一部の変更について、承認を行うものとする事。(第十八条第一項関係)

(2) (1)の設計の一部の変更であつて、第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る設計及び設計後の検査をし、かつ、第十条第四項の基準に適合することを確認したものは、(1)の承認を受けたものとみなすものとする事。(第十八条第二項関係)

### 3 予備品証明に関する制度の廃止

耐空証明のある航空機の使用者は、発動機、プロペラその他国土交通省令で定める航空機の安全性の確保のため重要な装備品について国土交通大臣の予備品証明を受けることができることとする制度を廃止すること。  
(第十七条関係)

### 五 認定事業場ごとに定める業務規程の変更手続の合理化

第二十条第一項の認定を受けた者は、業務規程について同条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないものとする。  
(第二十条第二項及び第四項関係)

### 六 航空機乗組員による航空情報の利用

航空機乗組員は、その航空業務を行うに当たっては、第九十九条第一項の規定により提供される情報を利用してこれを行うよう努めなければならないものとする。  
(第九十九条第二項関係)

### 七 本邦航空運送事業者が定める運航規程及び整備規程の変更手続の合理化

1 本邦航空運送事業者は、運航規程及び整備規程について航空機の運航の安全に影響を及ぼすおそれ

の少ないものとして国土交通省令で定める変更（２の軽微な変更を除く。）をするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬものとする。

２ 本邦航空運送事業者は、運航規程及び整備規程について国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬものとする。

（第百四条第一項、第三項及び第四項関係）

## 八 無人航空機に関する規定の整備

### １ 無人航空機の飛行の方法

無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならないものとする。

（１） アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがある間において飛行させないこと。

（２） 国土交通省令で定めるところにより、当該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整っていることを確認した後において飛行させること。

(3) 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するため、無人航空機をその周囲の状況に応じ地上に降下させることその他の国土交通省令で定める方法により飛行させること。

(4) 飛行上の必要がないのに高調音を発し、又は急降下し、その他他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと。  
(第三百三十二条の二第一号から第四号まで関係)

## 2 報告徴収及び立入検査の対象の拡大

(1) 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計等をする者に対し、無人航空機の飛行又は設計等に関し報告を求めることができるものとする。

(2) 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、無人航空機の飛行を行う者若しくは無人航空機の設計等をする者の事務所、工場その他の事業場又は無人航空機の所在する場所に立ち入って、無人航空機、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができるものとする。

(第三百三十四条第一項及び第二項関係)

## 九 無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の禁止

何人も、みだりに無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある花火の打上げその他の行為で地上又は水上の人又は物件の安全を損なうものとして国土交通省令で定めるものをしてはならないものとする  
こと。  
(第三百三十四条の三第三項関係)

## 十 罰則の強化

アルコール又は薬物の影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間に、航空業務に従事した者に対する罰則を強化するものとする  
こと。  
(第四百八条の三関係)

十一 その他所要の改正を行うものとする  
こと。

## 第二 運輸安全委員会設置法の一部改正

一 航空事故の兆候とは、航空事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいうものとする  
こと。  
(第二条第二項第二号関係)

二 国土交通大臣は、第一の一の二により航空事故等について報告があつたとき、直ちに運輸安全委員会にその旨を通報しなければならないものとする  
こと。  
(第二十条関係)

三 運輸安全委員会は、航空事故等に関する調査のうち、国際民間航空条約の締約国たる外国の当局であ



つて同条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して航空事故等に関する調査を行う権限を有するものからの要請に基づき、当該当局が行う航空事故等に関する調査の一部として行うもの（以下「特定調査」という。）を行う場合には、当該当局の求めに応じ、その経過について、当該当局に報告するものとする。この場合において、運輸安全委員会は、当該当局が当該航空事故等に関する調査を終えるときに当該特定調査を終えるものとし、当該特定調査を終えたときは、その結果を国土交通大臣に報告するとともに、公表するものとする。

（第二十五条第三項関係）

四 運輸安全委員会は、事故等調査の経過について報告及び公表をする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は原因関係者に勧告することができるものとする。

（第二十六条第一項及び第二十七条第一項関係）

五 その他所要の改正を行うものとする。

### 第三 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める

日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条から第九条まで及び第十四条関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第十条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十七条まで関係)